

【ABC 消費者情報 Vol. 20】

■未公開株の勧誘にご注意

最近、未公開株や社債の勧誘を巡る消費者トラブルが増加しています。少しでも不審に思う場合には取引を見合わせて、消費生活センターにご相談ください。特に高齢者を中心にトラブルが発生していますので、周囲の方々も高齢者が被害に遭わないよう、ご配慮をお願いします。

■相談事例

○3年前、半年後に上場予定の企業の株を買わないかと勧誘され、退職金のうち約500万円を振り込んだ。100株券が送ってきたが、上場されないので、解約したい。

○1年後に上場するという未公開株の購入を電話で勧められ、1口29万円で購入した。最初は儲かっていたので、次々購入し合計で1000万円以上振り込んだが、その会社は上場せず、相手とも連絡が取れなくなった。どうしたらよいか。

■アドバイス

○「必ず儲かる」といったうまい話はないことを肝に銘じましょう。

○未公開株の販売が出来るのは、その株式の発行会社や登録を受けた証券会社に限られています。

○電話勧誘や訪問販売での投資型金融商品の購入は避けましょう。

■消費者庁から平成22年3月17日付けで、未公開株や社債の勧誘に関する注意喚起が発表されています。詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。

消費者庁のホームページ（パソコン版）

http://www.caa.go.jp/adjustments/index_3.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611